

入院時食事療養・入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

また、病状等により特別な食事が必要な方は、医師の指示により適切な特別食を提供しています。

【食事提供時間】

朝食	昼食	夕食
7時30分	12時00分	18時00分

【入院時食事療養費の患者様のご負担金額】

患者さんの世帯区分		患者負担額(1食)
一般世帯		550円
指定難病患者		330円
低所得者 (市町村民税非課税世帯等)	90日目まで	270円
	91日目以降	220円
低所得者Ⅰ、老齢福祉年金受給者		130円



令和8年6月1日

療養担当規則